

# 退職等の後で別の事業所に就職等となる場合

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度  現年度  新年度  両年度

※異動があった場合記入は必ずやかにご提出ください。

令和 x 年 11 月 1 日提出	給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地	〒728-0012 三次市十日市中○丁目×番△号										特別徴収義務者 指定番号	5000001									
		フリガナ	〇〇ショウジカブシキガイシャ										担連 当 者 先	所属	人事課 給係								
		氏名又は名称	〇〇商事株式会社											氏名	三次 花子								
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載							
給 与 所 得 者	フリガナ	ミヨシ タロウ										異 動 の 事 由	税額決定通知書に記載してある 指定番号を記入してください。										
	氏名	三次 太郎																					
	生年月日	平成16 年 4 月 1 日																					
	個人番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0	0			
	受給者番号	123456																					
	1月1日現在の住所	三次市三次町○番地×																					
異動後の住所																							
		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法														
		24,800	6 月から 10 月まで 10,800 円		11 月から 5 月まで 14,000 円		令和x 年 10 月 31 日		1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)														

1. 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください)

新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	5000002	新規	法人番号	4	3	2	1	9	8	7	6	5	4	3	2	1	新しい勤務先へは、月割額	2,000 円を	
	所在地	〒728-0013 三次市十日市東×丁目△番○号										11	月分(翌月10日納入期限分)から							
	フリガナ	△△ケンセツユウゲンガイシャ										よう連絡済みです。								
	氏名又は名称	△△建設有限会社										654321								
																		1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要		

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
	右から番号を記入	月 日	円	月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収

理 由	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため	市 記 入 欄	年度	異動内容	入力	確認
	右から番号を記入			1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収 4. 特別徴収へ切替	/	/
3. 死亡による退職であるため		区分	自主 ・ 口座		添書 (有 ・ 無)	

・ 税額決定通知書を送付するので正確に記載してください。  
 ・ 新しい給与支払者へ月額および開始月を連絡してください。  
 ・ 特別徴収指定番号および法人番号が分からない場合は記入する必要はありません。

# 退職等で未徴収額を一括徴収する場合

## 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※異動があった場合記入は必ずややかに提出ください。

令和 x 年 11 月 1 日提出		広島県三次市長殿		給与支払者 〔特別徴収者〕		所在 フリガナ 氏名又は 個人番号 又は法人番号		年度 <input type="checkbox"/> 現年度 <input type="checkbox"/> 新年度 <input type="checkbox"/> 両年度		特別徴収義務者 指定番号 5000001	
令和 x 年 11 月 1 日提出		三 次 太 郎		フリガナ ミヨシ タロウ		フリガナ 氏名又は 個人番号 又は法人番号		所属 人事課 給係		氏名 三 次 花 子	
19,400 円		6,600 円		12,800 円		異動年月日 令和x 年 9 月 25 日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期・長期欠勤 6. その他 事由・理由		異動後の未徴収 税額の徴収方法 2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動 年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
19,400 円		6,600 円		12,800 円		令和x 年 9 月 25 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期・長期欠勤 6. その他 事由・理由		2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

(ア)：税額決定通知書に記載してある年税額  
(イ)：給与から差し引いた月および税額  
(ウ)：一括徴収する税額  
異動年月日：退職日等

税額決定通知書に記載してある  
指定番号を記入してください。

1. 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください)

特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 <input type="text"/> 円を
所在地	担	所 属	<input type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分)から
フリガナ			徴収し、納入するよう連絡済みです。
氏名又は名称	絡 先	電 話	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
		内線( )	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

一括徴収の対象となる給与等の支払日  
および税額を記入してください。

一括徴収される月を記入してください。

2. 一括徴収の場合

理	1 1. 異動が令和 7 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
		10 月 10 日	12,800 円	10 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

(注) 退職者の退職時における未徴収税額の一括徴収について  
・ 6月1日から12月31日までの退職者については本人の  
申し出により一括徴収してください。  
・ 翌年1月1日から4月30日までの退職者については本人の  
申し出に関係なく一括徴収することが義務付けられています。

市 記 入 欄	年度	異動内容	入力	確認
		1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収 4. 特別徴収へ切替	/	/
	区分	自主 ・ 口座	添書(有・無)	

# 退職等で異動後普通徴収(給与所得者本人が直接納付)にする場合

## 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度  現年度  新年度  両年度

※異動があった場合記入は必ずみやかに提出ください。

広島県三次市長殿 令和 x 年 11 月 1 日提出		(特別徴収者) 給与支払者	所在地 〒728-0012 三次市十日市中〇丁目×番△号	特別徴収義務者 指定番号 5000001	
フリガナ ミヨシ タロウ		フリガナ 〇〇ショウジカブシキガイシャ	所属 人事課 給係		<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; color: blue; font-weight: bold;">                 税額決定通知書に記載してある 指定番号を記入してください。             </div>
氏名 三次 太郎		氏名又は名称 〇〇商事株式会社	氏名 三次 花子		
個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期・長期欠勤 6. その他 事由・理由		<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; color: blue; font-weight: bold;">                 税額決定通知書に記載してある 指定番号を記入してください。             </div>
受給者番号 123456		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 38,900 円	(イ) 徴収済額 6 月から 8 月まで 10,100 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 9 月から 5 月まで 28,800 円	
1月1日現在の住所 三次市三次町〇番地×		異動年月日 令和x 年 8 月 30 日		異動後の未徴収 税額の徴収方法 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の住所		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期・長期欠勤 6. その他 事由・理由		異動後の未徴収 税額の徴収方法 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収 (特別徴収義務者) 本人に納付書を送付するので正確に記入してください。

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地、フリガナ、氏名又は名称

法人番号

新しい勤務先へは、月割額 〇〇 円を 〇 月分(翌月10日納入期限分)から 〇 月分(翌月10日納入期限分)まで連絡済みです。

(ア)：税額決定通知書に記載してある年税額  
(イ)：給与から差し引いた月および税額  
(ウ)：給与から差し引きできなくなった月および税額  
異動年月日：退職日等

右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

一括徴収しない場合の理由を選択してください。

徴収予定月日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額)

左記の一括徴収した税額は、 〇 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 〇 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため  
2. 令和 〇 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため  
3. 死亡による退職であるため

市記入欄 年度 異動内容 入力 確認

市記入欄	年度	異動内容	入力	確認
		1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収へ切替 3.一括徴収 4.特別徴収へ切替	/	/
区分		自主 ・ 口座	添書(有・無)	